

役員報酬及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人石川県医薬品登録販売者協会（以下「本会」という。）定款第26条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）、通勤手当及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員及び非常勤役員には職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、報酬を支給する。報酬の額については、別表第1の規定によるものとする。
- 3 報酬は、月ごとに支払うものとし、1年間の報酬額（以下「報酬年額」という。）を12で除した額（以下「報酬月額」という。）を毎月25日に現金で支給する。ただし、その日が金融機関の休業日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い金融機関の休業日でない日を給料の支給日とする。
- 4 新たに常勤役員となった者には、その日から報酬を支給する。年度途中から常勤役員となった場合の報酬額は日割りによって計算する。
- 5 常勤役員が退職したときは、その日まで報酬を支給する。ただし、死亡したときは、その月の報酬月額全額を支給する。
- 6 非常勤役員に対する報酬は、別表第2に定める金額(源泉等を徴収後の手取額)を上限とし、本会会務に従事した場合に、その都度支払うものとする。この場合において、拘束時間には休憩時間は含まないものとする。
- 7 非常勤役員が本会の総会、講習会、研修会等に単に参加者として参加する場合及び予め報酬を支給しない旨告知された会務に参加する場合は報酬は支払わない。

- 8 役員には、役員賞与を支給しない。
- 9 役員の退職にあたっては、退職手当は支給しない。

(口座振替による支払)

第4条 報酬及び手当は役員からの申出があるときは、その一部又は全部を口座振替の方法により支払うことができる。

(費用)

第5条 本会は、役員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。
- 3 会務に従事するため宿泊の必要がある場合、1泊あたり10,000円を上限とし、実費を支払う。ただし、予め主催者等から宿泊場所・宿泊費等を指定された場合は、それに従うものとする。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会の決議を経て別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は総会の決議による。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月20日から施行する。

別表第1 (第3条第2項関係)

常勤役員報酬

区 分	金 額
報 酬 額	1人あたり年額 2,400,000円

別表第2 (第3条第6項関係)

非常勤役員報酬

役 員 の 名 称	金 額
理 事・監 事	会議等出席の都度 (拘束5時間未満) 5,000円
理 事・監 事	会議等出席の都度 (拘束5時間以上) 8,000円

